平成２３年（フ）第６９号
和歌山県西牟婁郡白浜町堅田2399番地の96
債務者　山口　英樹
1　決定年月日時　平成23年12月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　栄二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月19日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成24年３月５日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２３年（フ）第２６７号
富山市下大久保1432番地５　ＧｒｅｅｎＷｉｎｄ大久保203、前住所富山市掛尾町236番地１　ポレスター掛尾1503号
債務者　安藤　純一
1　決定年月日時　平成23年12月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　水谷　敏彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月12日午後１時15分
5　免責意見申述期間　平成24年３月９日まで
富山地方裁判所民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第６９５号
さいたま市見沼区東大宮３丁目４番地１　県営大宮砂団地ＲＣ28―104
債務者　植木　聖子
1　決定年月日時　平成23年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１６７１号
埼玉県川口市新井町18番８―203号　アネックスⅢ、旧住所埼玉県川口市新井町21番８号コーポフジ203号フジヤ方
債務者　星　きみ子
1　決定年月日時　平成23年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１８２１号
埼玉県新座市東３丁目11番３号
債務者　中田百合野（旧姓畑中）
1　決定年月日時　平成23年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１８３９号
埼玉県戸田市笹目７丁目６番地の27　ジョイハウス101号室、旧住所埼玉県戸田市中町１丁目22番地の４　ジャスティムＫ２―202号室
債務者　長谷　美映（旧姓工藤）
1　決定年月日時　平成23年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１９４０号
埼玉県川口市桜町４丁目４番３―401号
債務者　石塚　勇美
1　決定年月日時　平成23年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第６８３号
埼玉県入間郡毛呂山町岩井東１丁目39番地12　アネックスアイド207号
債務者　森　　健弘
1　決定年月日時　平成23年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第７５７号
埼玉県鶴ヶ島市大字藤金898番地５　リリーフプラザ104号、前住所埼玉県鶴ヶ島市大字藤金811番地29　フォルテコート若葉201号
債務者　田賀　裕治
1　決定年月日時　平成23年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第６２７号
熊本県菊池市泗水町吉富476番地２　プレインハイツⅡ203号
債務者　生田加穂美
1　決定年月日時　平成23年12月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第５６号
岩手県胆沢郡金ケ崎町永栄上台20番地
債務者　高橋　友紀
1　決定年月日時　平成23年12月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月25日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２３年（フ）第１５５７号
さいたま市桜区栄和２丁目30番２号
債務者　伊藤　和仁
1　決定年月日時　平成23年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１８６８号
埼玉県北足立郡伊奈町大字小針新宿384番地３
債務者　清水　健司
1　決定年月日時　平成23年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１９２３号
埼玉県川口市柳崎５丁目７番13号　コーポサンライズ201号
債務者　小林　利実
1　決定年月日時　平成23年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第７８２号
埼玉県川越市大字大袋新田845番地１　コーポ宮沢102号室
債務者　小野　朋樹
1　決定年月日時　平成23年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月25日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第８０６号
埼玉県川越市的場１丁目11番地３　パールビルくぼた105号室
債務者　阿久津恵美子（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成23年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月25日まで
さいたま地方裁判所川越支部